

答申第1号
令和4年2月21日

高砂市長 都倉 達殊 様

高砂市情報公開・個人情報保護審査会

会長 井上典之

高砂市個人情報保護条例第10条第2号の規定に基づく
電子計算機の結合について(答申)

令和3年12月22日付け高諮第21号で諮問のありました標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

諮問事項について、高砂市個人情報保護条例第10条第2号の「公益上特に必要がある場合」として認めることが適当である。

2 審査会の判断理由について

事案は、AIを利用した光学文字認識(OCR)機能サービスに伴う、LGWAN-ASP型のクラウドサービスを利用した、庁外のデータセンターとの通信回線による結合である。

システム導入により、AIを利用した入力の自動化により事務の効率化を図ることができるとともに、入力情報の正確性、迅速性の確保もでき、住民サービスの向上等にもつながるものであること、利用する個人データについては、所管課の事務により異なるが、氏名、住所、性別、生年月日等が共通の事項であることを確認した(資料の別紙1及び別紙2)。

また、事業者側では総合行政ネットワーク(LGWAN)経由でのみアクセス可能であり、インターネットや他のパブリッククラウドサービスとの接続はない。物理的安全管理措置として、データセンターへは許可を受けた者のみの入館であり、作業状況は監視カメラで記録されるなどの措置が取られている。実施機関側での対策として、システム管理者の許可を受けた者のみ該当作業に従事し、データセンターのアップロードされたデータ及びファイルは5日後に自動的に削除され、また、担当者でも手動でデータの削除が可能である。紙帳票をファイル化するスキャナーについても、本庁内の限定された機器のみを使用し、LGWAN経由でのみアクセス可能で、インターネットとの接続はない。このようなセキュリティ対策が講じられていることを確認した(資料の別紙1から別紙3まで)。

以上のことから、本審査会では、本件諮問事項について、公益上の必要があり、かつ、各々のシステムに個人情報保護のために必要な措置が講じられていると判断した。

また、紙データのデジタル化で、職員の行う業務が自動化されることにより、職員本来のコア業務へとシフトすることにより住民サービスの向上が図られるところから、この点からもこの度の個人情報を序外のデータセンターの電子計算機との結合により提供することは、公益上有益であると判断した。

よって、本審査会は、1のとおり答申する。

3 留意事項

データセンターにアップロードされた画像及びファイルは、5日後に自動的に削除され、入力済みのデータは担当者で手動でも削除が可能であるとのことであるが、データの消去記録がシステム上で残るよう構築する必要があること、また、入力した個人情報の漏えいの防止等の安全管理措置が確実に実行できるよう担保されているかを改めて確認することに留意するよう要望する。